

都島区子育て支援ネットワーク会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都島区子育て支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 子育てに関する情報を共有すること。
- (2) 子育て支援の充実と質の向上をはかること。
- (3) 地域で子どもを育てあう環境を作ること。
- (4) 子育てに関する情報発信を行うこと。

(活動内容)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 参加団体・機関等の情報交換・連携活動
- (2) 未就学乳幼児の子育て家庭支援の活動
- (3) 子育て支援に関わる情報収集活動
- (4) 児童虐待防止のための活動
- (5) 子育てに関する講座・行事の開催
- (6) 子育て情報誌の発行
- (7) その他目的達成に必要な活動

(構成員)

第4条 ネットワーク会議の構成員は別表に掲げる者をもってあてる。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議の事務局を、都島区保健福祉センター子育て支援室に置く。

都島区保健福祉センター子育て支援室と都島区子ども・子育てプラザがその任にあたる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、事務局がネットワーク会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成25年1月9日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年11月27日から施行する。